

「竹結びフェスタ2023」企画運営業務受託候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「竹結びフェスタ2023」企画運営業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

(評価項目、配点及び企画提案を求める事項)

第2条 要綱第2条第4項第1号に定める当該プロポーザルの評価項目及び配点及び第2号に定める当該プロポーザルの企画提案を求める事項は、別表のとおりとする。

(評価方法)

第3条 当該プロポーザルの評価は、竹結びフェスタ実行委員会受託候補者選定部会（以下「選定部会」という。）が評価者となり、要綱第6条第4項に定めるプレゼンテーションにおいて、参加者のプレゼンテーションに対して「竹結びフェスタ2023」企画運営業務受託候補者審査表（第1号様式、以下「審査表」という。）を用いて評価する。

2 前項のプレゼンテーションは、企画提案書について1者につきプレゼンテーション15分及び質疑応答15分の内容で評価し、各評価者の平均点が60点を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。

3 選定部会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

(参加者が6者以上の場合の措置)

第4条 参加者が6者以上のは、選定部会長を除く選定部会員が一次評価者となり、各企画提案書を、前条の審査表を用いて書類審査し、評価の高い5者を選定したうえで、前条のプレゼンテーションを行う。

(参加者が1者の場合の措置)

第5条 参加者が1者の場合は、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が60点を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し、受託候補者として選定する。

附 則

この要領は、令和5年6月15日から施行する。

別表（第2条関係）

評価項目	配点	企画提案を求める事項
企画内容	50点	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市と向日市との交流を促進する内容となっているか。 ・竹等の両市の特産物や、地域の取組に関係した内容となっているか。 ・集客が見込めるステージプログラム等の企画が提案されているか。 ・会場周辺の住民に配慮した内容になっているか。 ・夜間における照度の確保や危険箇所の進入対策等、会場内の安全対策が十分に講じられているか。
広報戦略	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・竹結びフェスタの趣旨を踏まえ、効果的な広報戦略となっているか。
運営体制	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を安定的に実施できるか。 ・会場及び周辺道路において、安全かつ円滑な運営が適切にできる人員配置がされているか。
類似業務の実績	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務が十分にあるか。
市内中小企業	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市又は向日市区域内に、本店又は主たる事業所を有する中小企業か。該当する場合は5点とする。
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $10\text{点} \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積り額})$
計	100点	

第1号様式（第3条関係）

「竹結びフェスタ2023」企画運営業務 受託候補者審査表

審査者名（ ）

評価項目	評価項目	配 点					備 考
		A	B	C	D	E	
企画提案	京都市と向日市との交流を促進する内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	竹等の両市の特産物や、地域の取組に関係した内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	集客が見込めるステージプログラム等の企画が提案されているか。	10	8	6	4	2	
	会場周辺の住民に配慮した内容になっているか。	10	8	6	4	2	
	夜間における照度の確保や危険箇所の進入対策等、会場内の安全対策が十分に講じられているか。	10	8	6	4	2	
広報	竹結びフェスタの趣旨を踏まえ、効果的な広報戦略となっているか。	10	8	6	4	2	
運営体制	本業務を遂行するにあたり、十分な人員を確保できる体制となっているか。	10	8	6	4	2	
	会場及び周辺道路において、安全かつ円滑な運営が適切にできる人員配置がされているか。	10	8	6	4	2	
類似業務の実績	類似業務に関わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。	5	4	3	2	1	
市内中小企業	京都市又は向日市区域内に、本店又は主たる事業所を有する中小企業か。該当する場合は5点とする。						
見積金額	以下の式により配点する（小数点以下は切り捨て）。 10点×（受託希望者中の最低見積額）/（各受託希望者の見積り額）						
合計得点							

※ A：優れている。 B：やや優れている。 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分

※ 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。